

議 会 運 営 委 員 会 記 録

日 時	令和 5年 6月21日 (水) 午前11時00分～午前11時58分
場 所	第2・第3委員会室
出席委員	◎阿比留義顯 ○塚本竜太郎 議 長 円谷 憲人 副議長 岡田 智佳 後藤浩一郎 桜田慎太郎 鈴木 清丞 中島 俊 林 伸司 平野 光一 福元 愛 古川 隆史 松本 寛道 村越 誠 山田 一一 渡部 和子
委員外出席者	(傍聴) 内田 博紀
欠席委員	
説明のため出席した者	副市長 (加藤 雅美)

午前 11 時開会

○委員長 ただいまから議会運営委員会を開きます。

○委員長 早速協議に入ります。

請願についてを議題といたします。

お手元の資料 1 でございます。議会運営委員会に付託されました請願 68 号、インボイス制度に関することについての趣旨 2 の審査に入ります。

それでは、本件について各会派の御意見を申し上げます。

柏清風さん。

○後藤 まとまりませんでした。

○委員長 公明党さん。

○林 私もまとまっておりません。

○委員長 日本共産党さん。

○渡部 議員がこの声を聞くというのは、もう当たり前のことだと思います。何でまとまらないのかね、ほかの会派の方の状況分かりませんが、まとまらないということは賛成の方も反対の方もいらっしやったのかなというふうには今ちょっと想像はいたしましたけれども、やはりまとまらないだけではなく、きちんと理由を述べていただきたいなと思います。私どもは当然これは賛成いたします。

○委員長 市民サイド・ネットさん。

○松本 賛成です。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 賛成です。

○委員長 意見の一致を見ないようでありますので、これより採決を行います。

○委員長 本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

なお、議会運営委員会は全会派が出席しておりますので、委員長報告は結果のみとなります。御承知おきください。

○委員長 次に、意見書についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 資料 2—1 でございます。

前回の議会運営委員会で提出することが決定しております意見書は 2 件ございまして、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書、学校給食費を無償化するよう求める意見書となっております。以上です。

○委員長 それでは、ただいまの説明のとおり、既に提出の決まっている意見書 2

件を提出することといたします。提出することと決した意見書の案文について、事務局より説明願います。

○議事課長 資料2-2と2-3でございます。前回の議会運営委員会で御協議いただきました内容を基に案文を用意させていただきました。では、朗読をいたします。

〔議員提出議案第4号、第5号朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

議員提出議案第4号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見についてはいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですね。

次に、議員提出議案第5号、学校給食費を無償化するよう求める意見書について、ちょっと読み間違いがありました。文書のとおりで行きたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのように案文は資料のとおり決めます。

先例により、提出者は最大会派の代表者となり、他の会派の代表者は賛成者となります。後ほど署名をお願いします。

○委員長 次に、委員会提出議案についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議事課長 資料3でございます。前回の議会運営委員会で御協議いただきました柏市議会議員請負状況公表条例についてですが、本日の本会議に委員会提出議案第3号として日程に載せ、議会運営委員会委員長による趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決する運びとなります。以上でございます。

○委員長 それでは、ただいまの説明のとおり、御承知おき願います。

○委員長 次に、所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お手元の配付資料4のとおり、この3項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

○委員長 次に、本日の本会議の進行についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○議事課長 それでは、お手元の別紙、横長A3の進行表に沿って御説明申し上げます。

まず、進行表にはございませんが、先日の議会運営委員会で御説明しましたとおり、日程に入るに先立ち、全国市議会議長会からの表彰状及び感謝状の伝達がございます。日暮議員、渡部議員、石井議員、助川議員、武藤議員、田中議員、円谷議長の順に行っていただきます。表彰状、感謝状の伝達が終わりましたら、日程に入ります。

日程第1は、議案第1号から第9号の9議案についてでございます。委員長報告につきましては、今定例会におきましても文書報告とし、口頭報告を省略することとなっております。総務市民委員長、健康福祉委員長、教育子供委員長、建設経済環境委員長の文書による報告とそれに対する質疑を行います。続いて、議案の採決を行います。

なお、表の中の無所属につきましては、左から上橋議員、末永議員、内田議員、北村議員、大橋議員となります。

まず、討論通告のない第1区分に記載の議案第1号から第3号、第6号から第8号の6議案について採決を行い、第1区分は全会一致で原案承認並びに可決となる見込みでございます。

続きまして、その下の第2区分から第4区分の3議案につきましては討論の通告がございます。鈴木議員が第4号の反対討論、末永議員が第4号、第5号、第9号の反対討論、内田議員が第5号の反対討論、林紗絵子議員が第5号の反対討論を行います。討論の後、区分ごとに採決を行いまして、第2区分から第4区分の議案第9号、第4号、第5号は、いずれも賛成多数で原案可決となる見込みでございます。

続きまして、日程第2、請願についてでございます。総務市民委員長、健康福祉委員長、建設経済環境委員長、議会運営委員長の文書による報告とそれに対する質疑の後、討論の通告に従い、上橋議員が請願68号、69号の主旨1について渡部議員が請願68号について、内田議員が請願68号の主旨3について、日下議員が請願69号の主旨1から4について順次討論を行います。討論の後、採決を行いまして、第1区分の請願69号の主旨5は全会一致で採択の見込み、第2区分から第7区分に記載の各請願については、いずれも賛成少数で不採択となる見込みでございます。

なお、第8区分の請願68号の主旨2でございますが、先ほど審査いただいたとおり、議会運営委員長報告は不採択となりますので、採択についてお諮りすることとなります。

続きまして、日程第3は委員会提出議案第3号、柏市議会議員請負状況公表条例についてでございます。趣旨説明の後、質疑、討論を省略し、採決を投票ボタンにより行っていただきます。

続きまして、日程第4は議員提出議案第4号、第5号、意見書提出の議案でございます。趣旨説明の後、質疑、委員会付託、討論を省略し、採決を投票ボタンにより、こちらは一括で行っていただきます。

続きまして、日程第5は所管に関する事務調査の件でございます。なお、閉会後に議会広報委員会が第5、第6委員会室で開催される予定でございます。以上でござ

ございます。

○委員長 では、このとおり本日の会議を進めますので、よろしく願いいたします。

○委員長 次に、令和5年第3回定例会についてを議題といたします。

会期日程案について、事務局より説明願います。

○議事課長 資料6を御覧ください。令和5年第3回定例会の会期日程につきましては、9月1日以降の議会運営委員会で決定をされますが、現在事務レベルでは過去の例を参考に、決算審査の方法について御協議いただいた際にお示ししたとおり、9月8日金曜日開会を見込み、会期は9月8日から10月6日までの29日間となる予定で準備を進めさせていただいております。

なお、参考までに9月1日から7日までの予定も併せてお示ししておりますが、招集日、会期日程も含めまして変更もあり得るという前提で参考にさせていただければと存じます。以上でございます。

○委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、このような会期日程案になるとのことですので、参考とされるようにしてください。

○委員長 ここで議長より発言を求められております。

議長、お願いします。

○議長 第3回定例会の日程案については、事務局からの説明のとおりですが、先日御協議いただきましたとおり、今年度より決算関係議案を各委員会へ分割付託することとなりました。その協議の中で、意見、要望につきまして、事務局より各会派から意見、要望を出していただいた上で、議会運営委員会で協議していただくことを想定していると申し上げたところですが、議長としては会派から出していただくという方法だけでなく、委員会ごとに意見、要望を取りまとめていただくなど、さらに検討した上で御提示させていただきたいと考えております。

意見、要望の取りまとめ方法につきましては、各会派のお考えもおありかと思っておりますので、御意見等ございましたら、事務局まで頂戴できればと存じます。その上で、改めて改選後の議会運営委員会にて意見、要望の取りまとめ方法について御協議させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 ただいま議長からお話がありましたが、意見、要望の取りまとめ方法については、改選後改めて協議していくということとしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのようお願いします。各会派、御意見等がございましたら事務局までお願いします。

○委員長 次に、ハラスメント相談窓口の設置についてを議題といたします。

議長から発言を求められています。

議長、どうぞ。

○議長 資料7を御覧ください。今定例会にて可決、制定されました柏市議会ハラスメント防止条例につきまして議長が別途定めることとなっております窓口の設置等に関する事項につきまして、資料のとおりフローチャートを作成し、ハラスメントの相談があった場合には対応できるよう決めましたので、報告いたします。

また、ハラスメント研修につきましては、改選後19期が始まった際に速やかに実施できるよう準備してまいりますので、御承知おきください。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 次に、令和4年度政務活動費執行状況についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○庶務課長 それでは、令和4年度分の政務活動費の執行状況について報告させていただきます。

資料7でございます。まず、(1)の令和4年度の執行状況についてです。会派分につきましては、補助金交付額では876万円でしたが、年度末で322万4,937円が残額戻入分となり、差引額553万5,063円が実質の交付額となりました。執行率は63.2%でございます。

次に、議員各位の補助金交付額についてですが、総額2,304万円の交付に対して残額戻入分が561万1,726円あり、差引き1,742万8,274円が実質交付額となりました。執行率は75.6%でございます。

この会派分、議員個人分の合計につきましては、補助金交付額が3,180万円、残額戻入額が883万6,663円で、差引き2,296万3,337円が実質交付額となりました。執行率は72.2%となっております。

次に、(2)の執行状況の推移でございます。各年度の実質交付額と執行率の欄は記載のとおりでございます。特に執行率については、太字で記載しております。

最後に、下段の(3)の表、政務活動費の主な支出科目についてでございますが、会派、議員各位とも広報費が主な支出となっております。

なお、令和4年度政務活動費の公開につきましては、本庁1階ロビーの行政資料室に配架いたしますのが、例年のとおり7月中、ホームページ上の公開は8月上旬に向けて準備を進めてございます。以上でございます。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おき願います。

○委員長 ここで議長から発言を求められております。

議長、どうぞ。

○議長 前回の議会運営委員会で話題になりました本会議の早退の件ですが、本人に確認したところ、病院に行くために退席をした。特に早退については届出の規定がないため、議長にも届けていないとのことでありましたので、御報告いたします。

なお、欠席につきましては会議規則、委員会条例に明確に規定されておりますが、遅参、中座、早退に関しては会議規則第147条に、議員は会議中はみだりにその席を離れてはならないと規定されているのみで、先例でも届出は不要となっております。

なお、議案第9号の議案審議があることは承知されていたようですが、今回の議案第9号については、自身の中では制度設計上の問題から、審議に値しない議案と判断し、審議拒否をしたいという意思表示のため、氏名柱を倒さず退席したとのことでしたので、併せて御報告いたします。以上です。

○委員長 ただいまの説明で、さよう御承知おきます。（「ちょっと委員長、すみません、いいですか」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○古川 ちょっとお聞きしたいんですけど、おっしゃるとおりだと思うんですが、私がこれ本会議場でいかかって言ったんですが、そもそもその前も離席されていたんですよ、たしか。チェックされていますよね、局長。この日、最終日。

○事務局長 その事実は、私は見ておりましたけれども、記録までは取っておりません。

○古川 記録は取っていないの。私が議長のと違って、毎回局長が必ず離席って取っていたんですけど、それはしていないんですか。

○事務局長 はい。

○古川 ですから、その延長の話ですから、もちろんおっしゃることはそのとおりのかもしれないんですけど、あともう一個私ちょっと聞きたいんですけど、近くの議席の人たちはどういうふうにお考えになっているのかという、皆さんのほうだと前に座っているわけじゃないですか。それについてはどういうふうにお考えになっているのかというのをちょっと聞きたいですね。もちろん決まりがないから、いいというふうに思っているのか、ちょっとここを聞きたいですよ。委員長、ちょっとお取り計らいで、どういうふうに思っているのか。

○委員長 何か御意見ございますか。特にないそうです。よろしいですか、もう。

○古川 もちろん、いいよ。（「よろしいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○副委員長 委員長、すみません。今議長から提案がありました議員の遅刻、中座、早退につきましては、議長に報告するように先例を見直してはいかかと思えます。御検討お願いいたします。

○委員長 ただいま先例の見直しをしたらどうだという意見があります。

共産党さん、どうぞ。

○平野 これは確固としたデータが存在するのかわかりませんが、私は議長になる前の円谷議員もかなり離席が多かったんじゃないかなというふうに印象を持っているんですけど、印象で言うては悪いから、データがあれば全議員の議会中の離席のデータを出していただけないですかね。（「ちょっといい」と呼ぶ者あり）

○委員長 どうぞ。

○後藤 今平野さんからありましたけど、それはもう議長どうこうじゃなくてみんなそうですよ、見てみると。今回問題にしているのは、誰とは言わないけども、離席している時間が私見えますけども、1時間、2時間ですよ。いわゆるトイレに行く5分、10分の離席でなく、もう1時間や2時間平気で外していましたから、この会議中。それは同じ扱いは、ちょっと違うかなと思いますけどね。

○委員長 事務局はデータはあるんですか、その離席というのは。

○議事課長 すみません、取っておりません。

○委員長 取っていないそうです。

はい、どうぞ。

○中島 申し訳ございません、水かけ論的な話はあまり発展的じゃないので、そもそも法律もそうですけど、今まではずっと穏便にというか、それぞれがちゃんと配慮の下で議場における自身の規律も含めた態度をしっかりと整えてやってきたのが今までだったと思うんですね。この場でこういう議論が生まれてしまうということは、結局規制をかけなければ保たれない現実が起きてしまったから、こういう今の話が展開されているわけであって、やはり過去は過去として副委員長が言ったように、規律を設けていくしかないのが、これからの議会における議員一人一人の態度の在り方なのかなと感じますので、そうすべきではないかと思います。

○後藤 今回の件というのは、1時間、2時間という長時間でしたよね。トイレに行くとかという5分、10分ということに関しては、うちの会派の中ではきちっと議長に意思表示をして、こういう件でちょっと外しますというようなコンタクトはしていたんです。要は、瞬間に5分、10分の短時間離れる場合と思いきり離れる場合の申告ルールを決め方というのもなかなかどうなのかなと思うんですけど、何か副委員長、案あるんですか。

○副委員長 この件に関しましては、通常各議員の常識に委ねられたところがあると思います。ただ、今回のように、後藤議員が発言されたように、5分、10分の中座と1時間、2時間の中座につきましては、やはりちょっと看過できないと思いますので、これをまた時間で区切って何分だったらという議論もできないと思いますので、一律に、方法としては書面を提出するのか口頭でいいのかという議論はあるかと思いますが、それは皆さんの議論にお任せしますけれども、やはりそこもきちんと議長に伝える方法で、当然本会議中、議長が進行している間に議長に直接コンタクトを取ることにはできませんので、事務局に伝えるとか、幾らでも方法あると思いますので、そこはまずは自分の提案としては書面とかではなくて、まずは議長にきちんと伝えると、遅刻しそうな場合は電話で事務局に電話をして、ちょっと遅れますと、本会議場の中座の場合は、例えばトイレ行きたくなる、急な生理現象で行きたくなる場合もありますので、そのとき議長は進行していますので、事務局にちょっと声をかけるとか、何らかの方法で議長に伝えるというのを先例として見直ししてはいかがかなと思います。

○委員長 ほかに意見はありますか。

平野委員、どうぞ。

○平野 やっぱり副委員長がおっしゃるように、自覚に委ねるとというのが正しい対処かなと思うんですよね。中座する場合も、病気の場合もあるでしょうし、体調不良の場合もあるでしょうし、そういった問題はまたプライバシーに属する問題なので、一々理由を事務局に言うということもいかがかなと思いますので、やはり議員としての自覚、常識に委ねるとというのが正しいんじゃないでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○副委員長 ただ、余りにも長時間の中座の場合には、やはりきちんと理由も明記する必要もあるかと思います。

○古川 平野さんは、じゃ今のままでいいということ、そういうこと。

○平野 ですよね。

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 私も今ルールというお話もありましたけども、一人一人やはり自覚を持って議員活動を行っているわけで、その自覚に委ねられるものだと思います。細かな取決めをするというのには、私は今の時点で賛同はできません。ただ、何かあったとき、議長として本人に尋ねるということはあってよろしいんじゃないかと思います。だから、今の状況がって言いましたけども、多分過去かなりの時間中座していた議員がいたということも何となく経験しているし、本人のいろんな事情があるのかなと、それは議長も例えば事務局も、そのことは承知しているのではないかと、あとは例えば傍聴者が見たときに、それをどう感じるのかということもあると思います。その議員に対しての評価とか、それは基本的にも、基本はやはり有権者が判断するということにもなってくると思いますし、今古川議員のほうが、じゃそれでいいのかとか、そうするともう過去のことで遡ったりとか、好ましいことだとは思いません。ただ、やはり本人の自覚に基づいて良識ある行動を取る、それは共通認識であるし、何かあったときはこれまでも議運の中で議長がその都度注意したということありますので、そういう範囲での対応でよろしいんじゃないかと私は思っています。（「すみません、確認いいですか」と呼ぶ者あり）

○古川 じゃ、副委員長が今先例も変えようと言ったことに、共産党さんは反対ということね。副委員長から先例見直そうと言ったことについて、共産党さんは反対ということね。

○渡部 現時点では、今もう会期末なわけですよ。それで、次期のときにやはりいろんな提案を、もし私どもが再選されるかどうかは別にして、議会のいろいろな改革とか、そういうことについてはまた提案を行っていきたいなと思っていますし、今の時点でやはり良識でやったらどうですかと、今すぐにこの場で、じゃ先例、ルールを変えましょうということは、それについてはちょっと考えさせていただきたいと思います。

○古川 これは議会改革ということね、じゃ。了解しました、分かりました。

○委員長 じゃ、松本委員、どうぞ。

○松本 事務局のほうで他市の状況やそういったことを把握していますか。先ほど副委員長がおっしゃった時間で区切れるのかどうかとか、そういったことはいかがでしょうか。

○委員長 事務局、あります。

○議事課長 他市の事例はあります。松戸と野田は柏と同じ扱いでございます。そのほかのところは、何らかの形で届出を……ありました。松戸と野田は柏と同じです。我孫子につきましては、中座の届出はございませんが、遅参と早退の届出をしております。こちらについては様式もちゃんとございます。浦安市も同様でございます。流山市は、会議規則を変えた上で遅参、早退について届出をすることとなっております。これについては口頭でもオーケーというふうになってございます。鎌ヶ谷市につきましては、遅参、早退、中座のいずれも届出が必要となっておりますが、こちらについては1時間程度であれば、不問というふうにしているようでございます。市川市につきましては、遅参、早退、中座全て届出をいただいているということでございます。細かい理由も付すこととしているということになっておりまして、書面、電話、口頭いずれでもオーケーというふうになっておりまして、事務局は帳票をつくって議長に決裁をしているというふう聞いております。以上です。

○委員長 松本委員、どうぞ。

○松本 他市の状況も様々であるということでございます。副委員長の提案に反対するものではないんですけども、ちょっとやっぱり会派で持ち帰って検討したいところもございまして、会期末なので、どうしたものかということ、進行をお願いいたします。

○委員長 平野委員、どうぞ。

○平野 今議会では、副議長が議事を進行する場面がありましたけど、かなりありましたね。その規定というのは議長に事故がある場合でしょう。どんな事故があったのかなと僕ら思うわけなんだけど、そういうことも含めてやっぱり議会の問題としてはきちっとやらなきゃいけないんじゃないですか。（「ちゃんと議運で説明したでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長 今回に関しましては、開会のときに議運で報告したとおり、全国市議会議長会の公務ということで公務欠席となっております。ほかの定例会のときに副議長に代わっていただくのは、先例に副議長のOJTのために交代するという先例がありますので、それに沿って副議長に議事をお願いしております。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○委員長 山田委員。

○山田 何か寂しいよね、これ過去のこういう議論は以前あって、渡部さん、それから林さん、中島さん、それから古川さん、過去にもこういう良識の範囲でということは議論になっていましたよね。ただ、その規約のほうにしっかりうたわなかったけども、議論になったでしょう。覚えていらっしやらない。いわゆる議員の良識、

そういう範囲で。うちのほうは、わざわざそういうところまで決め込まなくても、議員は良識があるだろうということですからずっと来ているわけで、僕も言っているのはそんなに堅苦しくなく、良識を信じてそういうふうに進みたいと思うほうです。

ただ、今寂しいかな、やっぱり市民、それぞれ議員というのは市民の代表で、誰が議場で、それから委員会でも欠けてもだめなときだから、よほどの理由がない限りはしっかり公務で、ちゃんと規約の中で務めてもらいたいということがあって、規制を設けなければならないような状態になるということは寂しいけれども、一応そんなにやっぱりしっかりそういう縛るとか何かではなくて、会派に持ち帰ってくださいという意見も出たんですけども、その中でやっぱりしっかり議論をしてもらって、別にちゃんと決め事は決めであるよということをやっておく時期ではないのかな、その議員を変に縛っちゃったりなんかするというわけではないけれども、私なんか誰が欠けても、その議員がその土俵に入って議論をしていくステージにいてもらうことが非常に、それは議論ではドンパチやるけれども、やっぱり市民に対してだけじゃなくて、議員に対してもその人の議員の在り方を信頼してやっているわけだから、やっぱりしっかりした決めは決めで、うたっておいても問題ない時期じゃないかなと思っている昨今なんですけども。

○後藤 副委員長は、先例を変えましょうという宣言をされたわけですね。具体的に案というか、そういうものはあるんですか。

○副委員長 個人の案をちょっと言わせていただければ、書面の届出ということよりも、まずは常識の範囲内で一般の待ち合わせだって、何か例えば町会だってそうですし、遅れるときは一本遅れますって電話するのがごく当たり前の常識の範囲内だと思いますので、それを今回の本会議とか委員会につきましても、まずは口頭でもいいので、事務局または議長にお伝えするというのを提案させていただきました。

○後藤 その後、松本さんが他市の状況と、それからもう会期末だということをおっしゃられたので、委員長、いいですか、他市の状況きちんと各会派に資料提供していただいて、18期も残り少ないですけど、ちょっと案をもんで、来期につなげるような形を委員長のほうでお取り計らいいただければなと思いますけども。（「それしかないね」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○副委員長 きちんとした届出を出すかどうかにつきましては、来期に議論することは結構だと思いますけれども、一本電話をするということ自体を今日決められないということ自体が問題を先送りしていることにほかならないと思います。それを会派に持ち帰らないと決められないということなのかどうかというのは、市民の観点から問われるべきことだと思います。

○委員長 みらい民主かしわさん。

○鈴木 うちの会派でも議論しましたが、今の副委員長提案に対して基本的に賛成です。文書での報告は必要ないと思いますが、長時間の離席、早退ということ自体

が、誰も何であの議員はいなくなっちゃったのかというのを知らないまま経過するというのは、やっぱり問題だと思いますので、長時間の中座、早退等に関しては議会事務局なりに、その旨を報告するというのが本来の常識だと私は思っております。会派でもそういう意見になっております。（「そのとおりでよ」と呼ぶ者あり）

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 やっぱりもし決める場合は、いろんなことを想定して深く議論したいなと思っています。私はやはり会派にも持ち帰りたいし、他市の状況も今報告があったので、それについても文書でいただきたいし、いろいろ調べてみたいなど、電話の一本もできないのかというお話もありましたけども、電話一本できない状況も想定はできるんだろうなというふうには思います。だから、その電話をするか、しないかで、それでそれを規則に盛り込むというのも、今はちょっとそうなのかなと、いろんな状況って想定できるだろう、そういう想定できる状況もしっかりとやはり深く考えたいと思います。以上です。

○副委員長 確かに今渡部さんがおっしゃられたように、交通事故に遭って電話をかけられない場合もございます。その場合は事後報告でも結構だと思いますが、可能な限り電話をできる状況で、遅刻する場合は事前に連絡をする。また、中座をする場合や早退する場合も自席にいますので、その場合連絡することはできないというのは想定できないと思いますので、そういった些末な議論はためにする議論だと思います。（「まとまんないって言っているんだからしょうがないじゃん、反対だと言って言っているんだから」と呼ぶ者あり）

○委員長 はい、どうぞ。

○山田 本当に確認で、緊急時でくも膜下になっちゃったとか、本人が電話できないとか何かあったとしても、やっぱりさっき言ったように、ここはみんな共通項で議員の自覚、良識、その範囲でやっぱりみんな議会とか委員会は最高議決機関で、市民の代表のステージもらっているわけだから、だから議長、それから委員会の委員長には何らかの意思統一ができるように、消息、安否が分かるように、そういうようなことはまずここでしっかりみんなの共通の理解でそれは決めておいてもらいたい。あとは細則までするかどうかは、じゃ今度その先はしっかりやりましょうよ。

○古川 松本さんのところはどっちなんだい。松本さんのところは持ち帰りかい。

○松本 ちょっとどのレベルでの話なのか、ちょっとはっきりしなくなっているんですけど、先ほど塚本副委員長がおっしゃった事務局に口頭で伝えるというのは当然やるべきことだと思います。それはそのレベルであれば、今日合意できると思います。

○委員長 渡部委員、どうぞ。

○渡部 少しちょっと威圧的な物言いも私は正直今感じました。反対をしているわけではありません。反対なのかと言ったけど、別に反対をしているわけではなくって、今ここですぐ合意というふうに言ったので、それはもう少し深く考えたいと言っていることで、それが不必要とか、そういうことを言っているわけではありま

せん。ただ、それにはやっぱり議論って必要じゃないかなと思ったのと、もう戻りますけど、やはり常識ある態度、常識を持ってやる、そこは共通認識だと思いますので、そこで常識に合っていないという場合、やはり議長からそれは注意することだっているでしょうし、常識に基づいて私たち行動していますというふうに思っています。

○委員長 山田委員、どうぞ。

○山田 決して今意見言っていますけど、威圧的なことでは全然ないと思いますよ。

○渡部 ごめんなさい、じゃ誤解があったらあれですけど、威圧的なというのは私はちょっと威圧的な物言いに感じたんです。ちょっと一言、例えば反対なんだとか、そういうふうに独り言を言ったりする、それはもう反対って決めつけたような言い方をしたり、口調なんかでもやっぱりここは議論の場ですから、穏やかに話すべきではないかなってちょっと思って、そういう発言をいたしました。

○委員長 はい、どうぞ。

○山田 話してみれば、全て分かることで、この問題は議員の自覚、それから良識の範囲でのことで、お互いに協力しましょうよということで、今それぞれ提案もあるわけで、やっぱり誰が欠けても議会も委員会も時間中座したり、そのステージにいないことは、お互いに尊重している議員運びなんで、一般の良識の範囲ではひとつ協力していただきたいと、そういうような形で進んでもらいたいと。

○委員長 どうぞ。

○平野 今、山田委員言われたように、例えば離席するときに事務局に声をかける、これは常識の範囲内だと、当たり前なことだと、だからそれはそういう常識範囲のことを議会の規則で、あれの場合はこうする、これの場合はこうするって決めるべきなのかというふうにも思うんですね。ですから、良識、常識に従って行動するというのは、これはもう何かあれで決められなくても、当然のこととしてやらなきゃいけないことで、それに反するようなことがあれば、やはり御本人に意見をすとか批判をすとか、そういうことが必要ですね。あるいは、市民に向けてこういうことがあるんだけど、これはもうちょっと常識外れだということをやっぱり訴えるべきじゃないですか。

○委員長 どうぞ。

○後藤 いずれにしても、もう今日会期末で18期終わりですよ。だから、もうこういう問題を皆さんで共有したということで、来期につなげる形で行くしかないんじゃないですか、委員長も。

○委員長 じゃ、私のほうからちょっと提案をさせていただきます。

今の議論の中で、良識の範囲ということ、あと逸脱するときは議長が注意すればいいという話、あとそういう意見が出ました。あと持ち帰りの検討もありましたけども、今おっしゃっている中で、まず議長が注意するためには規則である程度決まっていないと、常識の範囲で注意するというわけにはちょっといかなくて、今回がまさにそのとおりで、先例で届出の必要がないというふうになっているので、議長

としてはそこで何も言いようがないということ、それが……（「正確にいうと届出の必要がないって書いているんですか、特に規定がないんでしょう」と呼ぶ者あり）すみません、正確にはちょっと。

○議事課長 欠席については届出をし、遅参、早退、中座については届出は不要との確認をしたというところで、平成25年の議会運営委員会で確認をしております。以上です。（「そのときの議論の流れって分かりますか」と呼ぶ者あり）それでは、そのときの会議録をざっとですが、概略だけお話をさせていただきます。

まず、欠席、遅参、早退、中座について議題としておりまして、遅参、早退、中座については、体調を考慮しながら出席できる日は……これは戸辺議員さんの件ですね。ここで一応欠席、遅参、早退、中座について議論になっております。事務局としては、やはり同じように他市の状況を御説明をさせていただいて、現状をお話をさせていただいております。

このときペットボトルの持ち込みだとかのど飴の件だとか、ちょっといろいろ問題があった時期だったんですが、最後にすみませんが、共産党さんのほうから遅参、早退、中座なんですけど、これについて提案があったということは柏の議会でもきちんとルールをつくりましょうということでの提案なんだろうかとというような確認がございまして、そうではなくて、これまでは参考までに出しているという捉え方なのかというような、ちょっとまとまっていなくて申し訳ないなんですけど、とにかくルールをつくりましょうということの提案なんだろうかとということだったんですが、そうではないというところで、やはり届出を出したり理由をきちんと事務局に言うなり、いろんな事情で中座するときとか、あるいは早退するときが想定されるので、その場合にはきちんと理由を明確にしなきゃいけないんじゃないかというような御発言も実はあったりします。

最後に、委員長のほうから、今後検討の中に加えて欲しいというような意見もあったので、非常に貴重な意見も提案されましたけど、ただ良識の程度で一応今まで運用されていたということなので、再度ここで確認していただきたいということで、現状は確認をさせていただきましたというような内容になってございます。ちょっとまとまりがないんですが、一応そんなような流れで、いろんな話がこのときは出ておりました。

○委員長 じゃ、よろしいですか。ほかに意見ございます。

委員長として、今議論を聞いていましたところ、良識の範囲内でやっていこうということについては、特に問題は皆さんないと思うんですが、その良識の範囲を外れている人に対して、じゃどうやって注意ができるんだという点で、今の先例では全くそれを認めているような状況ですので、少なくともそこが合意できる範囲であれば、書面とかしつかりした形じゃなくても、ただの電話でも事務局を経由してもいいという程度であれば、それで皆さんが合意できるのであれば、その程度の合意でもっていきたいと思うんですが、いかがでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですか。じゃ、市民サイド・ネットさんは大丈夫。

みらい民主さんも大丈夫。

○渡部 意味が分かんなかった、私。

○後藤 早退するときには必ず一言申し添えろということでしょう。

○委員長 遅刻、早退、中座、今はこれが先例で報告する必要があるということになっていますので、それも議長に伝えと、別に議長に直接言おうが、どこを經由しようが、そこの辺も書かずに議長に伝えるという形で、先例をちょっと見直してはどうでしょうか。

共産党さん、いかがですか。どうぞ。

○平野 それは理由が必要ですか、こういう理由で中座しますとか。

○委員長 そこは議長が後で確認するなりできると思うんですが、要は黙っていくことが今問題になっているので、その理由をつけるのかというのは、まだ決まっています。何らか議長に連絡していきましょうよという話です。

どうぞ。

○福元 何か逸脱したという状況が生まれてから注意するという、ちょっとマイナス的な状況に行くというのはあまりよくないので、まずは小学校でも報・連・相ではないですけども、もうちょっとコミュニケーションというか普通に取るとか、そういうことで全然そんな堅く考えることではないのかなというふうに思います。コミュニケーション取らないで、例えば議員の中にも年齢もまちまちで、もしかして病気を持っている方もいらっしゃるかもしれないし、見えないところで倒れているかもしれないし、そういうことも防げるので、コミュニケーションを取るといって、そういう観点であまりそれ以上の細かいことではないんではないかとさっきから聞いていたと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○委員長 じゃ、合意もしできないのであれば、委員長提案としては先例を削除するというのはいかがでしょう。今報告する必要があると書いてあるので。（「先例は先例で」と呼ぶ者あり）いや、その前に規則としてむやみに離席しないと、してはいけないということが書いてあるわけですね。これが常識として通用するのであれば、今の先例がこの規則に違反しているわけですよ。離脱するのに報告の必要もないと書いてあるのですよ。それで、運用が非常に難しいということになっているので、規則のみにしてという方法もあると思うんですね。それはいかがですか。今ある先例というものを削除する。そうすると、報告しようがしまいが、それはその規則に基づいて自分で判断するということになるんですが、（「よけいルーズになっちゃう」と呼ぶ者あり）少なくとも今しなくていいと書いてあるので。

○渡部 ちょっと今の先例の削除というのは、ちょっと今すぐ、はい、そうですね、それちょっと分かりません。先例っていっぱいいろいろあるわけで、これからもいろんな議論の中で、じゃ先例削除しましょうとか、規則と先例の関係が今おかしくなっているという話もありましたので、その辺も含めて、やはりちょっと検討させてください。今すぐ先例削除でいいですかと言われて、はい、そうです、いいですって、ちょっとそれは今言えません。

○委員長 どうぞ。

○副委員長 ちょっと議論が些末になってきましたけれども、では、例えば事後的にでも議長や事務局が遅刻、中座、早退した議員に対して、事後的にでもその理由等を含めて確認をするというのはいかがでしょうか。

○後藤 次期につなげましょうよ、もう。

○渡部 そこは特に問題感じません。例えば何かあったんですかとか、報告できないことあったんですかとか、そこは別に何かの規則とか、そういうのにとらわれてのことではなくって、やはり議員のそれこそ体調のこともあるかもしれないし、それについて尋ねるといのは今までだってなさっていたんじゃないんですか。特に問題は感じませんが。

○副委員長 今回規則がないことを理由に、その質問を拒否されたような例があったと聞いておりますので、冒頭の提案をさせていただきました。

○渡部 何か、状況がよくははっきり言って分からないんですよ。何かいろいろもしかしたらやり取りがあったりなんだからして、皆さんはそれを御存じの上で発言しているのかどうか分からないけど、何か規則とか先例とかのことに絡めてというか関係して、何かやり取りがあって、その結果でいろいろ言われているけど、何かその途中経過がはっきりと分からないんですね。だから、そこも含めて相談して何かをというんだったら分かるけども、そういうこともなく何となく漠然と議論しているような感じで、良識の範囲でやりましょうというのは誰もが認めることだと思います。（「目の前の人、いなくても大丈夫だっておっしゃっているんだから」と呼ぶ者あり）何かそういうふうな独り言が、ちょっといかがかと思えますよ、決めつけるような。（「委員長、まとめをどうぞ」と呼ぶ者あり）

○委員長 いろいろ意見は出ましたが、特にまとまりそうにもありませんので、ちょうど18期も終わりで、これを継続してもどうしようもありませんので、まとまらずということで終結したいと思います。

平野委員、どうぞ。

○平野 この議論の中でも、古川委員から松本はどうなんだよなんて、そういう言葉使いも出ていましたけれど、そういう言葉は使わないでいただきたいと思うんですね。

○古川 失礼いたしました。

○後藤 あとすみません、最後聞いていいですか。

○委員長 はい、どうぞ。

○後藤 平野さん、先ほど理由を付すことが必要なのかというふうにおっしゃっていましたが、理由を付す必要はないというふうにお考えですか。

○平野 先ほど一番最初言ったけど、病気や何かで体調なんかで言えないと、言いたくないということだってあるだろうということなんです。プライバシーに関わることであれば、それは言えないこともあるんじゃないだろうかというふうに思います。

○後藤 いや、それはでも体調不良だとか、もう少し大きなところでの物の言い方というのはあると思いますよ。こうこう、こうだから遅刻しますって、具体的に私今インフルエンザで39度の熱がありますから行けませんとか、そんなに詳しく理由を付す必要はないけども、体調不良で遅れますとか欠席しますとかということは極めて当たり前のことだと思いますけどね。

○委員長 それでは、この意見はこれで終結して、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

1年間、御協力いただきましてありがとうございました。

午前11時58分閉会